

G F G (がまかつファングループ)

会 則



GAMAKATSU FAN GROUP

作 製 G F G本部

施行日 令和2年1月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「GFG（がまかつファングループ）」（以下、「GFG」という。）と称する。

(本部及び事務所)

第2条 GFGの本部及び事務所は、大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号新藤田ビル3階
GAMAKATSU PTE LTD（以下、「がまかつ」という。）日本本社内に置く。

(目的)

第3条 がまかつ製品愛好者で釣りを愛し楽しむ者が、連携と連帯感を持ち、格式と品位のある事業を行うことにより、釣り人としての誇りの醸成とグループ相互の友情を深め、釣りの世界を持続発展させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業。
- (2) GFGだより及びGFGホームページ等による情報発信。
- (3) がまかつ主催事業への参加及び協力。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業への参加)

第5条 GFG及びがまかつが行う全ての釣り大会やイベント（以下、「大会等」という。）は、自己責任での参加を原則とし、所持品の盗難、紛失または毀損、人的事故等により会員に損害が生じた場合、当該損害についてGFG及びがまかつは、一切の責任を負わないものとする。

2. 大会等に参加するときは、安全に特別留意し、フローティングベストやスパイクシューズなど、その釣りに必要な安全装備は、確実に着用しなければならない。
3. 大会等に参加する会員以外の人、第1項及び第2項の規定を適用する。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 GFGの会員は、次の各号を満たす者とする。

- (1) がまかつ製品愛好者で、釣り人として模範的な人物であること。
- (2) 大会等に積極的に参加し、協力できること。
- (3) がまかつ販売契約店とコミュニケーションがはかれること。
- (4) GFG会員及びがまかつとの親睦がはかれること。
- (5) 年齢が満18歳以上であること。なお、高等学校に修学する者の入会は、親権者又は保護者の同意を要するものとする。
- (6) GFGの活動を理解し賛同した上、積極的に協力する姿勢のあること。
- (7) 釣行時の事故に対応する保険に加入し、自己責任において大会等に参加できること。

(8) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力関係者のいずれにも該当しないこと。

(9) 国及び地方自治体が定める法令並びにG F G会則を順守できること。

(入会)

第7条 G F Gに入会しようとする者は、G F G会員の推薦申込書に必要事項を記入の上、がまかつ販売契約店に提出、または推薦するG F G会員の記名捺印を受け、がまかつに提出するものとする。

2. 入会はG F G本部においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3. 承認通知を受けた者の会費納入をもって、入会とする。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納めなければならない。

2. 会費は、4, 0 0 0円とする。

3. 会期は、1月1日から12月31日までとする。

4. 会期の途中で退会または資格喪失した場合、既に納入済みの会費については返還しないものとする。なお、会費が金融機関口座引き落としの場合、11月末日までに手続きをしなかった場合、翌年度の会費が引き落とされるが、取り扱いは同様とする。

(退会)

第9条 会員は退会届をG F G本部に提出し、任意に退会する事が出来る。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) グループの名誉を傷つけ、会の趣旨に反した行為のあったとき。

(2) 会費を2年以上納入しないとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 会員の資格等を満たさず除名されたとき。

3. 退会するときは、役員用ワッペン等貸与されたものを、G F Gに返却しなければならない。

第3章 本部組織

(本部役員)

第10条 G F G本部に、次に掲げる役員を置く。

(1) 顧問相談役 若干名

(2) 会長 1名

(3) 副会長 3名

(4) 事務局長 1名

(5) 副事務局長 1名

(6) 幹事長 1名

(7) 幹事 若干名

(8) 会計 1名

(9) 監査 2名

2. 本部役員の職務については、別に定める。
3. 本部役員の選任は、がまかつから委嘱された選考委員が、推薦された者の中から選考委員会において選出する。
4. 本部役員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本部役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本部役員会の議決により、これを解任する事が出来る。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、前条第1項に掲げる本部役員と、がまかつ社員を持って構成し、必要に応じて会長が招集するものとする。

2. 会長が必要と認めた時は、専門的な知識を持ったGFG会員を、本部役員会に参加させる事が出来る。ただし、議決権は持たないものとする。
3. 本部役員会は、GFGの運営及び執行に関する重要な事項について審議し決定する。
4. 本部役員会は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員総会)

第12条 GFGの役員総会は「GFG地区本部長総会」(以下、「本部長総会」という。)と称し、第10条第1項の本部役員、第14条第2号及び第9号の地区本部役員及びがまかつ社員を持って構成し、毎年11月に開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催する事が出来る。

2. 本部長総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 会則に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) GFGの運営に関し重要な事項。

第4章 地区本部組織

(地区本部組織等)

第13条 地区本部を、東北、関東、東海、上信越、中部、北陸、関西、四国、中国、九州、沖縄の11地区に置く。但し、本部が必要と認めた場合は、ブロックを再編成することができる。

2. 地区本部は、支部組織を編成し運営することができる。また、支部組織に、その運営を委ねることができる。
3. 地区本部並びに支部組織は、GFGだより及びGFGホームページに情報を掲載するため、大会開催通知書及び実施報告書を、毎月末までに本部に送付しなければならない。
4. 地区本部は、会計決算報告書並びに当該年度の事業計画書及び役員名簿を作成し、地区の総会で承認を得なければならない。なお、承認を受けた文書は、2月末日までに本部に提出するものとする。

5. 地区本部は、事故防止に関する講習会等、安全に関する取り組みを通じて、会員の安全に対する意識と知識の向上をはかるものとする。

6. 大会等で事故が発生した場合、直ちに人命救助或いは傷病の処置を行った上、地区本部長に報告するものとする。なお、報告を受けた地区本部長は、速やかに本部及びがまかつに顛末を報告するものとする。

(地区本部役員)

第14条 GFG地区本部に、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 顧問相談役 | 若干名 |
| (2) 本部長 | 1名 |
| (3) 副本部長 | 1名若しくは2名 |
| (4) 内水面部長 | 1名 |
| (5) 海水面部長 | 1名 |
| (6) 魚種部長 | 1名 |
| (7) 保安部長 | 1名 |
| (8) 青年部長 | 1名 |
| (9) 事務局 | 1名 |
| (10) 会計 | 1名 |
| (11) 会計監査 | 2名 |
| (12) 幹事 | 1名 |

2. 地区本部役員の職務については、別に定める。

3. 本部長の選任は、がまかつから委嘱された選考委員が、推薦された者の中から選考委員会において選出する。

4. 本部長を除く地区本部役員の選任は、本部長が指名または推薦された者の中から、地区の総会において選出する。

5. 地区本部役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6. 地区本部役員が次の各号のいずれかに該当するときは、地区本部役員会の議決により、これを解任する事が出来る。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

第5章 運営その他

(事務局)

第15条 GFGの事務局はがまかつが但務し、本会の運営に関する事務は、本部並びに地区本部及び支部が行う。

(助成金)

第16条 がまかつは、GFGの活動状況により助成金を支払うものとする。

(個人情報の保護等)

第17条 会員名簿等の管理を行う者は、管理を厳重におこなうと共に、個人情報を保存したインターネット上に繋がる電子機器には、セキュリティ対策を講じるなど、個人情報の保護に努めなければならない。

2. 会員名簿等の個人情報は、大会等の運営に関する使用に限定し、第三者に開示や提供をしてはならない。

3. 個人的にソーシャルメディアを利用する際は、著作権やプライバシー権など第三者の権利を侵害しないよう注意しなければならない。また、自己の情報発信には責任をもち、侮辱や名誉棄損、差別的表現、特定の信条、あるいは企業や個人等に対する攻撃的な発言をしてはならない。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1. この会則は、令和2年1月1日から施行する。

2. この会則は、平成20年12月1日から施行する。